

延滞税の計算期間の見直し

平成 27 年 12 月 3 日  
関税・外国為替等審議会  
関 税 分 科 会  
財 務 省 関 税 局

# 延滞税の計算期間の見直し

## 1. 現行制度の概要

### (1) 延滞税の概要

納税義務者が法定納期限までに関税を完納しない場合等には、当該納税義務者は、その未納に係る関税額に対し、法定納期限の翌日から当該関税額を納付する日までの日数に応じ、一定の割合を乗じて計算した延滞税を納付しなければならないとされており、この延滞税に係る制度については、国税通則法に基づき、輸入貨物に課される内国消費税においても導入されている。

### (2) 国税の延滞税に係る計算期間の見直し

国税通則法においては、納税者が納税申告及び納付【100】をし、その後、当該納税申告により納付すべき税額が過大であったとして、納税者の更正の請求に基づき又は職権により税務署長が減額更正【100⇒50】、再び税務署長が増額更正【50⇒80】をした場合等における国税（輸入貨物に課される内国消費税を含む。）に係る延滞税の計算期間について、以下のとおり見直すこととしている。

#### 【見直し内容】

	① 法定納期限から減額更正までの期間	② 減額更正から増額更正までの期間	③ 増額更正からその納期限までの期間
現行制度（原則）	延滞税発生	延滞税発生	延滞税発生
減額更正後に同一論点による増額更正	延滞税発生しない	延滞税発生しない	延滞税発生しない
(以下が見直し後の内容)			
イ) 職権による減額更正後に別の論点による増額更正	延滞税を課さない	延滞税を課さない	延滞税発生
ロ) 更正の請求に基づく減額更正後に別の論点による増額更正	延滞税を課さない	延滞税発生 (最大1年間)	延滞税発生

(注) 網掛け箇所が見直し部分。「同一論点による減額更正及び増額更正」とは、例えば、相続税の納税申告がされた場合において、土地の評価額に誤りがあったとして税務署長が減額更正をした後に、再び土地の評価額に誤りが発見され、税務署長が増額更正をするような場合をいう。

## 2. 改正の必要性

国税については、減額更正をした場合における課税庁の帰責性に着目して、上記のとおり延滞税の計算期間の見直しを行うこととしており、国税と関税が一の輸入貨物に対し課されることに鑑みれば、延滞税の計算期間については、国税と合わせることを適当であると考えられる（参考）。

（参考）『同一論点による減額更正及び増額更正をした場合』については、本来納付すべき関税額【100】を納付していた納税者は、同一論点による税関長の減額更正とその後の増額更正により、関税未納付の状態が作出され、当初から適正な調査をしたうえで減額更正がされた場合と比べて税負担が増加するといった回避し得ない不利益を被っていることからしても、このような場合に延滞税を課すことは課税上の衡平に反するものである。

『職権による減額更正後に別の論点による増額更正をした場合』（上記表イ）については、納税者は当初の納税申告の時に納付すべき関税額を超える関税額【100】を納付する意思を持っていたものであるが、この納付の意思は、税関長の職権による減額更正によって覆されたものであることからすれば、増額更正による納付すべき関税額【30】については、法定納期限から増額更正までの期間は「未納に係る関税額」に当たるものではない。

『更正の請求に基づく減額更正後に別の論点による増額更正をした場合』（上記表ロ）については、増額更正【80】により納付すべき関税額【30】は、それ以前に行われた納税者の更正の請求（納税者の意思）に基づく減額更正【50】によって未納付の状態が作出された結果発生したものであり、このような納税者の帰責性に着目すれば、納付すべき関税額【30】の延滞税については、更正の請求に基づく減額更正の時をその計算の起算日とすることが適当である。

## 3. 改正の方向性

以上の考え方を踏まえ、国税に係る延滞税の計算期間の見直しが行われる場合には、関税に係る延滞税の計算期間についても同様の見直しを行うことが適当ではないか。

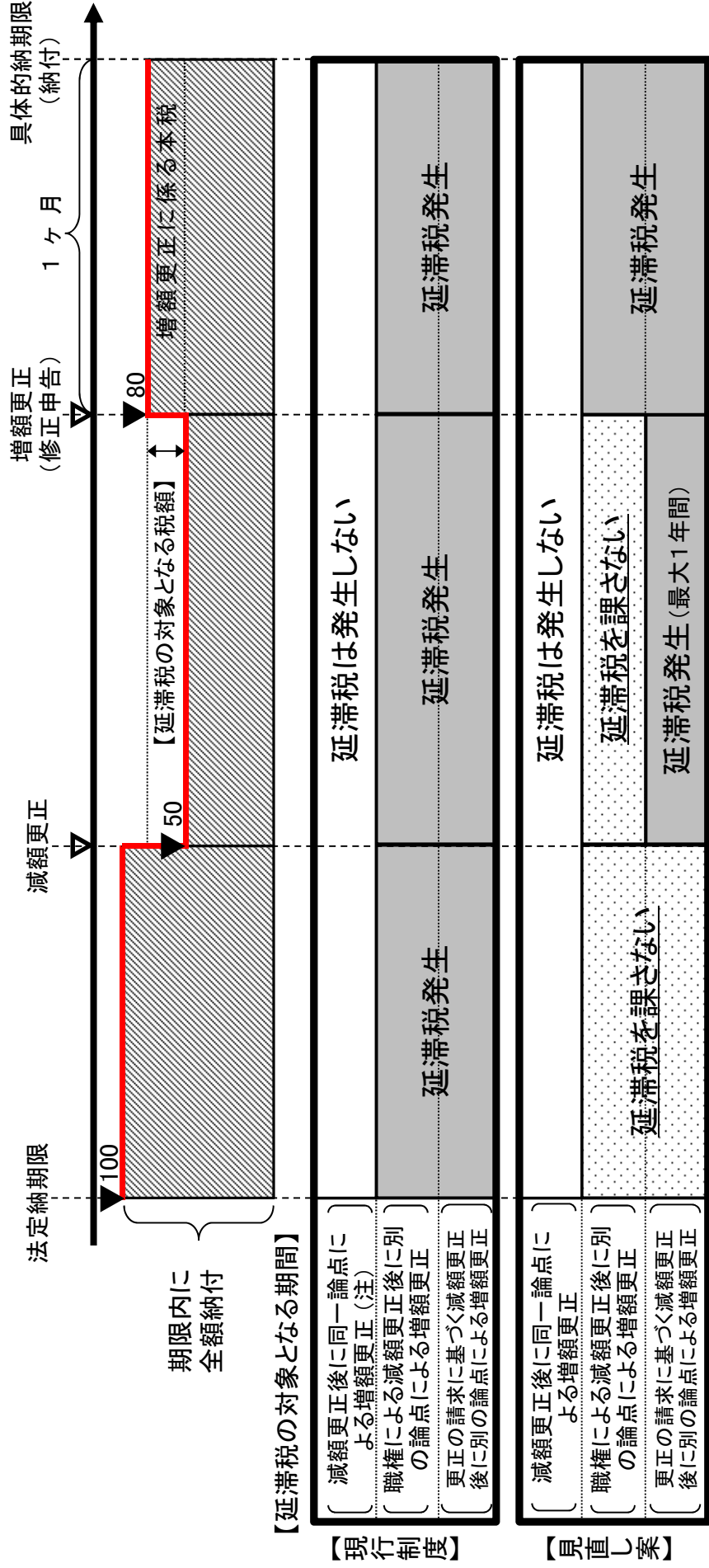
# 延滞税の計算期間の見直し

## 背景

国税については、①納税者が申告及び納付【100】、②その後、当該納税申告により納付すべき関税額が過大であったとして、納税者の更正の請求に基づき、又は職権により税関長が減額更正【100⇒50】、③再び税関長が当初の関税額【100】に満たない範囲で増額更正【80】をした場合等における延滞税の計算期間について、以下のとおり見直すことを検討している。

## 改正案

関税についても、国税の見直しの状況を踏まえ、延滞税の計算期間を見直すこととする。



(注) 同一論点とは、例えば、納税申告がされた物品について品目分類に誤りがあったことにより、関税額が過大であったとして税関長が減額更正した後に、当該物品について再び品目分類の誤りが発見され、関税額に不足額があったとして税関長が増額更正するような場合をいう。